

障害者雇用納付金関係助成金

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れ、雇用の継続に必要な障害特性による就労上の課題（加齢に伴う課題を含む）を克服し、作業を容易にするために配慮された施設等の設置・整備を行う場合に支給します。

障害者福祉施設設置等助成金

障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

障害者雇用相談援助助成金

対象障害者の雇い入れおよび雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を実施する事業者（※）に支給します。
※事前に労働局の認定が必要です。

障害者介助等助成金

適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

事業施設等の設置または整備を行うことと併せてそのモデル性が認められる場合費用の一部を助成します。※事前相談が必要です。

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。

職場適応援助者助成金

職場への適応を容易にするために職場適応援助者による支援を行う場合に支給します。

障害者能力開発助成金

能力開発訓練の事業を行うための施設・設備の設置やその事業を運営する場合に支給します。

★令和7年4月1日から、電子申請の利用を開始しました。電子申請は、インターネット上で運営する行政サービスの総合窓口e-Gov（イーガブ）を利用して行います。
【e-Gov（イーガブ）ポータルURL <https://www.e-gov.go.jp/>】



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

山口支部高齢・障害者業務課

TEL 083-995-2050

〒753-0861
山口県山口市矢原
1284-1
ポリアンター山口内

